〃	ペチュラテ　ライラックアイス	〃	第20933号 平成22年5月14日
〃	せと福527V	ハクサンインターナショナル株式会社　愛知県愛知郡長久手町山越606番地、財団法人若狭湾エネルギー研究センター　福井県敦賀市長谷64号52番地1	第21498号 平成22年5月14日
〃	せと福547V	〃	第21499号 平成22年5月14日
〃	せと福578M	〃	第21500号 平成22年5月14日
〃	リファインドリーフ	岡崎悟　宮崎県宮崎市村角町大原3690番地1、岡崎純也　宮崎県宮崎市村角町大原3690番地7	第22283号 平成22年6月22日
〃	うつりやえちゃん	吉松克芳　高知県高知市福井町602番地	第22535号 平成22年5月14日
〃	朝倉（あさくら）ろまん	平田信高　福岡県朝倉市金丸293	第22633号 平成22年6月22日
Rosa L.	プリンセスマザー	林仁章　岐阜県大垣市川口4丁目889番地	第15075号 平成22年3月15日
Scaevola aemula R. Br.	WESSCAETOB	Heimrich Westhoff　Fresenhorst 22―24, 46354 Sudlohn, Germany	第22164号 平成22年3月15日
Senecio cruentus (Masson ex L'Her.) DC.	スズキイエロー	鈴木篤則　栃木県大田原市親園1556番地1	第17166号 平成22年3月18日

○国土交通省告示第千百六十四号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第二項の規定により、同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区としたので、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条により準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

免許番号	氏名	水先区の名称
第一三五四号	新田征志郎	伊勢三河湾水先区
第一六四四号	増田　純夫	伊勢三河湾水先区
第一六四六号	大野　義和	伊勢三河湾水先区
第一六四七号	岡野　菊藏	伊勢三河湾水先区
第一六七五号	坂田　安吉	伊勢三河湾水先区
第一六七六号	小林　　司	伊勢三河湾水先区
第一六七七号	白石　整司	伊勢三河湾水先区
第一六七八号	前田　　清	伊勢三河湾水先区
第一七一六号	岩永　憲二	伊勢三河湾水先区
第一七一七号	柿山　　朗	伊勢三河湾水先区
第一七一八号	舘　　満治	伊勢三河湾水先区
第一七一〇号	濵口　澄夫	伊勢三河湾水先区
第一七一一号	野上　繁樹	伊勢三河湾水先区

免許番号	新水先区とした年月日
第一三五四号	平成二十二年九月二十九日
第一六四四号	平成二十二年九月二十九日
第一六四六号	平成二十二年九月二十九日
第一六四七号	平成二十二年九月二十九日
第一六七五号	平成二十二年九月二十九日
第一六七六号	平成二十二年九月二十九日
第一六七七号	平成二十二年九月二十九日
第一六七八号	平成二十二年九月二十九日
第一七一六号	平成二十二年九月二十九日
第一七一七号	平成二十二年九月二十九日
第一七一八号	平成二十二年九月二十九日
第一七一〇号	平成二十二年九月二十九日
第一七一一号	平成二十二年九月二十九日

○国土交通省告示第千百六十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年十月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月十四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F―399号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ハイテックス＃1007NLII	株式会社神戸タフ興産	兵庫県神戸市西区白水三丁目1番20号

○海上保安庁告示第二百十二号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第六条第四項の規定に基づき、海上交通安全法施行規則第六条第四項の規定による仕向港に関する情報及び進路を知らせるために必要な情報を示す記号を定める告示（平成二十二年海上保安庁告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

別表注2の次に次の注を加える。

注3　搭載している船舶自動識別装置の性能上、次の各号に掲げる記号を送信することが困難な場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずることをもって代えることができるものとする。

一　「＞」　「ＴＯ」を付し、その後に1文字のスペースを空けること

二　「＝＝＝」　「０００」を付し、その後に1文字のスペースを空けること

三　「？？　？？？」　「ＵＮＫＮＯＷＮ」を付すること

四　「／」　1文字のスペースを空け、その後に「００」を付すること

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第二百十三号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

別表第一(1)に次のただし書を加える。

ただし、搭載している船舶自動識別装置の性能上「＞」を送信することが困難な場合にあっては、「ＴＯ」を付し、その後に一文字のスペースを空けることをもって代えることができるものとする。

別表第三(1)に次のただし書を加える。

ただし、搭載している船舶自動識別装置の性能上「／」を送信することが困難な場合にあっては、一文字のスペースを空け、その後に「００」を付すことをもって代えることができるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。